

第2期山形県医療費適正化計画における取組みについて(概要)

1 趣旨

- 平成 25 年 3 月に策定した第 2 期山形県医療費適正化計画では、毎年度の目標の達成度や事業の実施状況等について、点検・評価を行うこととしている。
- 医療費適正化計画とは、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき策定しているものであり、第 2 期山形県医療費適正化計画（計画期間平成 25～29 年度）では、以下の目標を設定するとともに、これらの目標達成に向けて県が取り組む施策等を定めている。

《住民の健康の保持の推進に関する目標》

- ①特定健康診査の実施率
- ②特定保健指導の実施率
- ③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ④喫煙率

《医療の効率的な提供の推進に関する目標》

- ①平均在院日数
- ②後発医薬品の使用割合

- このたび、平成 28 年度の主な取組み等を取りまとめたところであり、本協議会から当該内容について御意見を頂戴するもの。

2 平成 28 年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

⇒ 資料 3 - 2 のとおり。